

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務                                   |  |
|--|--|
| ①事務の名称   | 後期高齢者医療  |
| ②事務の概要   | 後期高齢者医療被保険者の資格状況の把握を行っている。<br>広域連合より受領した賦課情報を元に期割りを行い、被保険者への納付書および通知書の発行を行う。               |
| ③システムの名称   | 後期高齢者医療システム  |
| 2. 特定個人情報ファイル名   |  |
| 1.被保険者情報ファイル 2. 保険料情報ファイル 3. 期割情報ファイル 4. 特別徴収対象者情報ファイル |  |
| 3. 個人番号の利用   |  |
| 法令上の根拠   | 「高齢者医療法第9条第1項、別表第一 第59項「市町村長又は高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの」」 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携                               |  |
| ①実施の有無   | [ 実施しない ] <選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠  |  |
| 5. 評価実施機関における担当部署                                      |  |
| ①部署  | 健康推進課  |
| ②所属長の役職名   | 課長   |
| 6. 他の評価実施機関  |  |
|  |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                                 |  |
| 請求先  | 総務課 〒869-1602 熊本県阿蘇郡高森町大字高森2168番地 電話0967-62-1111 FAX0967-62-1174                           |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ                               |  |
| 連絡先  | 政策推進課 〒869-1602 熊本県阿蘇郡高森町大字高森2168番地 電話0967-62-2913 FAX0967-62-1174                         |
| 9. 規則第9条第2項の適用   |  |
| 適用した理由   | [ ]適用した  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年8月1日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年8月1日 時点  |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類  |           |   |
|--|-----------|---|
| [ 基礎項目評価書 ]  | <選択肢>     | 1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |           |   |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                           |           |   |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 3. 特定個人情報の使用   |           |   |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                        | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託   |           | [ ○ ]委託しない  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)                     |           | [ ]提供・移転しない   |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続  |           | [ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)                           |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |

## 7. 特定個人情報の保管・消去

|                             |                     |   |
|-----------------------------|---------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [      十分である      ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
|-----------------------------|---------------------|---|

## 8. 人手を介在させる作業

[      ] 人手を介在させる作業はない

|                       |                     |   |
|-----------------------|---------------------|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [      十分である      ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 判断の根拠                 |                     | 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守し、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 |

## 9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[ ] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ ] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[ ] 十分である

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

システムへの不正アクセス、データの誤廃棄及び内部関係者による不正行為を防ぐため、アクセス制御、データ暗号化、アクセスログの取得等を行っている。